第九・二条　資本移動

1　各締約国は、この協定の他の規定の適用を妨げることなく、国際収支の資本移転等収支及び金融収支に関する取引について、前章に規定する投資その他の取引の自由化を目的とする自由な資本の移動を認める。

2　両締約国は、貿易及び投資を促進することを目的として、両締約国間の資本の移動を円滑にするため相互に協議する。

第九・三条　資本移動、支払又は資金の移転に関する法令の適用

1　前二条の規定は、締約国が次の事項に関する自国の法令を適用することを妨げるものと解してはならない。

(a)　破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b)　証券又は先物、オプションその他の派生商品の発行、交換又は取引

(c)　法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要な場合には、資本移動、支払又は資金の移転に関する財務上の報告又は記録の保存

(d)　刑事犯罪又は欺まん的若しくは詐欺的な行為

(e)　裁決手続における命令又は判決の履行の確保

(f)　社会保障制度、公的年金制度又は強制年金制度

2　1に規定する法令は、不公正な、恣意的な若しくは差別的な態様で適用してはならず、又は資本移動、支払若しくは資金の移転に対する偽装した制限となってはならない。

第九・四条　一時的なセーフガード措置

1　欧州連合は、欧州連合の経済通貨同盟の運用に重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある例外的な状況において、六箇月を超えない期間について、資本移動、支払又は資金の移転に関するセーフガード措置を採用し、又は維持することができる。当該セーフガード措置は、真に必要があると認められる範囲に限定され、かつ、同様の状況における日本国と第三国との間の恣意的又は不当な差別の手段となるものであってはならない。

2　各締約国は、次のいずれかの場合には、資本移動、支払又は資金の移転について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。(注)

(a)　国際収支又は対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合

(b)　例外的な状況において、資本移動、支払又は資金の移転が、金融政策及び為替政策に関連した経済全般についての重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある場合

3　2に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　適用される場合には、国際通貨基金協定に適合するものであること。

(b)　2に規定する場合に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c)　一時的なものであり、かつ、2に規定する場合が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(d)　他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(e)　同様の状況において第三国と比較して差別的でないものであること。

4　各締約国は、物品の貿易について、第二・二十条の規定に基づいて国際収支上の目的のための制限的な措置を採用することができる。

5　各締約国は、サービスの貿易について、自国の対外支払状態又は国際収支を擁護するため、制限的な措置を採用することができる。当該措置は、サービス貿易一般協定第十二条に定める条件に従う。

6　1から3までに規定する措置を維持しており、又は採用した一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該措置を速やかに通報する。

7　両締約国は、この条の規定に基づいて制限的な措置が採用され、又は維持される場合には、第二十二・三条の規定に基づいて設置されるサービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会において速やかに協議する。ただし、他の場において協議が行われる場合は、この限りでない。協議においては、特に次の事項に考慮を払い、それぞれの措置をとるに至った国際収支若しくは対外支払についての困難又は他の経済全般についての困難について評価する。

(a)　困難の性質及び程度

(b)　経済及び貿易の対外的な環境

(c)　利用可能な代替的な是正措置

8　7の規定に基づく協議は、制限的な措置と1から3までの規定との適合性を取り扱う。当該協議は、ＩＭＦが提出する全ての入手可能な関連する調査結果であって、統計又は事実関係を内容とするものに基づくものとし、当該協議の結論においては、関係する締約国の国際収支及び対外支払の状況又は他の経済全般についての困難に関するＩＭＦの評価を考慮する。

第十章　政府調達

第十・一条　政府調達協定の組込み

政府調達協定は、必要な変更を加えた上で、この章に組み込まれ、この章の一部を成す。

第十・二条　追加的な適用範囲

附属書十第二編の規定の適用を受ける調達については、政府調達協定に定める規則及び手続であって、同附属書第一編に特定するものを準用する。

第十・三条　追加的な規則

各締約国は、政府調達協定附属書Ⅰの自国の付表の規定の適用を受ける調達及び附属書十第二編の規定の適用を受ける調達の双方について、次条から第十・十二条までの規定を適用する。

第十・四条　公示

政府調達協定第七条の規定に基づく調達計画又は調達予定の公示は、電子的な手段により、インターネット上の単一の窓口を通じて無償で直接閲覧することができるようにする。

第十・五条　参加のための条件

1　一方の締約国の調達機関は、政府調達協定第八条の規定を適用するほか、他方の締約国において設立された供給者が、次のいずれかのものでなければならないという法的要件に基づき、入札の手続に参加することを排除してはならない。

(a)　自然人

(b)　法人

この1の規定は、日本国の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の適用を受ける調達については、適用しない。

2　締約国の調達機関は、参加のための条件を定めるに当たり、政府調達協定第八条2(b)の規定に基づき、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

第十・六条　供給者の資格の審査

1　関心を有する供給者は、締約国が供給者登録制度（関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求するもの）を維持する場合には、いつでも登録を申請することができる。調達機関は、合理的に短い期間内に、関心を有する供給者に対し登録が許可されたかどうかを通知すべきである。

注　欧州連合については、欧州連合構成国は、1に規定する状況以外の状況であって、当該欧州連合構成国の経済に影響を及ぼすものにおいて、当該措置をとることができる。

注　両締約国は、この(a)に定める国際収支又は対外支払に関する重大な困難又は重大な困難が生ずるおそれが、特に(b)に定める金融政策及び為替政策に関連した経済全般についての重大な困難又は重大な困難が生ずるおそれによりもたらされる可能性があることを認める。